

国と地方の協議の場（平成 24 年度第 1 回臨時
会合）における協議の概要に関する報告書

平成 24 年 5 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

国と地方の協議の場（平成24年度第1回臨時会合）における協議の概要

1 開催日時

平成24年4月16日（月） 18:10～18:54

2 場所

内閣総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 野田 佳彦（冒頭挨拶）

副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新）

・社会保障・税一体改革担当大臣 岡田 克也

内閣官房長官 藤村 修（議長）

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）

財務副大臣 五十嵐 文彦

国家戦略担当大臣 古川 元久

厚生労働大臣 小宮山 洋子

環境副大臣 横光 克彦

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会会長 山本 教和

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会会長 関谷 博

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正

内閣官房副長官 齋藤 勁（陪席）

内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）

内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）

内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）

総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）

4 協議の概要

（1）協議事項

○社会保障・税一体改革について

○災害廃棄物の広域処理について

○地方自治法の改正について

(2) 協議が調った事項

○社会保障・税一体改革について

国と地方が、改革の必要性等について住民への周知などを協力して行っていくこと。

現行の地方消費税を除く地方分の消費税収について、改革の趣旨を踏まえた対応をすること。

(3) (2) 以外の事項

○災害廃棄物等の広域処理について

横光環境副大臣より、「災害廃棄物の広域処理について」地方側に協力の要請があり、それを受けて地方側議員より意見表明がなされた。

○地方自治法の改正について

福田総務大臣政務官より、「地方自治法の改正について」説明がなされ、それについて地方側議員より評価がなされた。

(4) 協議内容

○挨拶等

(福田総務大臣政務官) ただ今から「国と地方の協議の場」を開催する。

本日の協議事項は、「社会保障・税一体改革について」、「災害廃棄物の広域処理について」及び「地方自治法の改正について」である。「社会保障・税一体改革」に関して小宮山厚生労働大臣に、「災害廃棄物の広域処理」に関して横光環境副大臣に、それぞれ臨時の議員として御出席いただいている。

(野田内閣総理大臣) この「国と地方の協議の場」は、法制化されて約1年経過しようとしている。政府としては、引き続き、地方自治に影響を及ぼす国の政策については、この「国と地方の協議の場」を活用してまいりたいと思うので、よろしく願い申し上げる。

今日は、まず1つ目の協議事項「社会保障・税一体改革について」は、先月30日に閣議決定をして、法案を提出した。この法案について、政府から地方の皆様にご説明をさせていただき、改革の実現に向けて、御理解と御協力を賜りたいと考えている。

2つ目は「災害廃棄物の広域処理について」である。私と細野環境大臣の名前で、先月、自治体に対して要請文書も出させていただいた。既に、

一部の自治体からは前向きな御回答をいただいているが、本日改めて、被災地の復旧・復興のため、地方の皆様に、広域処理が更に進むよう、御協力をお願いしたいと思う。

また、3つ目の「地方自治法の改正について」は、国会での法案審議に先立って、皆様から現場の実情を踏まえた御意見をお伺いしたいと思う。

以上3点について、限られた時間であるが、是非、率直な意見交換をお願いする次第である。よろしくお願い申し上げます。

(山田全国知事会会長) 本日は大変国会審議でお忙しい中、こうして「国と地方の協議の場」に野田内閣総理大臣に出席いただき、改めてお礼を申し上げます。

「国と地方の協議の場」が創設されてから1年弱になるが、こうして出席していただけることが、野田内閣総理大臣が地方に対して大変熱い思いを持っていただいているということの証明であり、私どもとしては、その中において何とか国と地方が協力をしてこの困難な時代を乗り切るべく、「国と地方の協議の場」を最大限に活用させていただきたい。

今、お話があった社会保障・税一体改革も昨年たんの6月以来、この場で話を続けさせていただいた。かなり忌憚たんのない意見の中でいろいろとお耳障りなこともあったと思うが、こうした中で出来上がった今度の案について、これが実現できるように、社会保障・税一体改革というものの必要性をしっかりと地方の側からも訴えてまいりたい。

がれき処理については、東日本大震災を受けて、これは正に野田内閣総理大臣が先頭に立たれて今その解決に当たられているところであり、我々もそうした野田内閣総理大臣の思いをしっかりと受け止めて取り組んでいきたい。しかし、我々も1,800のそれぞれの地方公共団体が置かれている実情がいろいろあるので、そうした点について、またいろいろな面で御配慮いただければありがたい。

地方自治法の改正については、我々としてある面では一番重要な案件であり、これからの地方の政治というものをより住民の皆様に開かれたものにしていく。そして、その中で本当に皆様の意思がしっかりと反映したものになるように我々も精一杯努力をしていくので、これからまだまだ大都市制度の問題を始め、様々な課題があるが、どうかこの「国と地方の協議の場」という一番私たちにとっては重要な場を活用いただき、その中で国と地方がこれからもお互いに支え合いながら問題の解決に当たれるようにまたお力をいただけたらありがたい。

改めて、地域主権改革を始め、野田内閣総理大臣のリーダーシップに対して心からお礼を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

○協議事項（社会保障・税一体改革）について

（川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） 社会保障・税一体改革については、今、野田内閣総理大臣のお話にもあったが、去る3月30日に、資料1-1のとおり、地方税に係る税制抜本改革法案が閣議決定され、国会に提出されたところである。

今回の社会保障・税一体改革は、成案や大綱に示された社会保障の充実及び安定化のための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を図るものであり、今般の消費税率の引上げの趣旨は、主として社会保障4経費の財源確保にある。このため、引上げ分の地方消費税の使途の明確化を図ることとし、地方団体への意見照会を経て引上げ分の地方消費税について、社会保障財源化することに御理解いただいたので、1の（2）のとおり、法律で消費税法第1条第2項に規定する経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとするを規定させていただいた。

したがって、この引上げ分の地方消費税収の使途については、それぞれの地方団体においても確認し、住民に対してよく説明していただくようお願いする。

また大綱では、現行の地方消費税を除く消費税収の全額を官の肥大化には使わず国民に還元することとしている。これを受けて、国では国分の消費税収を事務費や事務職員の人件費等に充当しないことを予定しているので、各地方団体においても、引上げ分の地方消費税収について、この趣旨を十分踏まえた対応をお願いする。

なお、国においては、引上げ分の地方消費税収1.2%分と交付税法定率1.52%分の総額を社会保障施策に要する経費及び社会保障4経費にのっとった範囲の社会保障給付の総額と比較して、社会保障財源となっていることを明確にすることを予定している。

今回の改革は、年金を除く社会保障制度のほとんどを担う地方の社会保障給付に対する安定的な財源の確保につながるものである。政府としては、資料1-6のとおり、全国各地で開催している「『明日の安心』対話集会」において、野田内閣総理大臣や関係大臣が国民と直接向き合って、一体改革の意義や必要性についての理解が深まるよう取り組んでいる。各地方団体においても、今回の改革の必要性等について、住民の皆様にご理解いただけるよう周知を図るなど、改革の実現に向けて一層積極的に御尽力いただくようお願いする。

なお、今回の改革に関連して、低所得者逆進性対策や円滑な転嫁のため

の対策などについて、政府・与党において検討中であり、地方団体との関わりが出てくるような場合には、皆様方とよく相談させていただきたい。

(山田全国知事会会長) 今言われた点については、我々もしっかりと対応していきたい。先日の対話集会には京都にも小宮山大臣に来ていただき、ありがたく思う。この趣旨を徹底するとともに、特にお話があったように、1つには官の肥大化、事務職員の給与等に使わない。これは我々にとっても大きな約束事だと思っているので、もう一度、その趣旨を徹底していくことにしたいと思っているし、総額の使途の問題、私どもの方もこの辺りは明らかにしていかなければなかなか対応ができないのではないかと考えているので、国と歩調を合わせていきたい。この間、経済状況の配慮や低所得者対策等、私どもがこの場で申し上げたことについても配慮いただいております。心からお礼を申し上げます。

それと1点、地域主権改革の断行ということも申し上げているので、その点についてもよろしくお願いを申し上げます。

これからも生活保護の問題や、国民健康保険の問題など、大変多くの課題を抱えているので、この「国と地方の協議の場」の分科会も含めて活用することによって、社会保障と税について国と地方の両方の共同作業の中で未来へ向かっての歩みを進めるように努力をしていきたいので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(岡田副総理・内閣府特命担当大臣(行政刷新)・社会保障・税一体改革担当大臣) 私からも、是非これは非常に困難な課題であるし、政府としても懸命に努力はしているが、まだまだ国民の理解という観点からは十分とは言えない。これから国会審議が始まれば理解は深まっていくと期待しているが、先ほど山田全国知事会会長の方からも必要性を地方の側からも訴えていきたいというお話もあった。是非住民に最も身近なところにある各地方六団体の方で住民の皆様に、この改革は社会保障のために必要であるということをお説明いただければ大変ありがたい。

(森全国市長会会長) 山田会長が申し上げたとおりだと思し、やはりこの改革でもってどういう夢と言うか、どういう生活の向上があるかという辺りの具体的なイメージを持つことが大切だと思うし、私どもとしても、将来の福祉のビジョン等をきっちり掲げながら対応していく必要がある。せっかく今回、地方単独事業に日が当てられた。これはある意味では大変大きいことだと私は思っていて、国の政策と地方の政策はもう少し有機的に結び付くようなことができないかと従来から思っている。

保育料にしても、これは地域によってまちまちであるが、地方で引き下げていることが普通であるし、例えば児童館や児童クラブというのはほと

んど国が関与していない。そういう部分がたくさんあり、それをうまく結び付けていくと、お互いに節約できるというか得をする部分があるように思っている。せつかく今回そういうことになったので、数字を取り合ったという形ではなくて、有機的に結び付くようにすれば、それは本当に日本のためになると思うのでお願いしたい。

(山本全国都道府県議会議長会会長) 小宮山大臣は、三重に3月31日にお越しいただいた。会場にお見えの方々は、よく理解されたであろうが、他の大多数の県民の人たちは、小宮山大臣がお見えになったということすら知らない。後から、新聞を見て知ったということである。それを、周知徹底するのが、我々地方議会並びに行政の責任かもしれないが、1回行ったからということではなくて、担当の方もそれぞれ47都道府県に派遣していただいて、より社会保障の中身について説明していただくようお願いしたい。

(藤原全国町村会会長) 今後、確実に増えていく社会保障の財源確保は、地方にとっても非常に重要なものであり、今国会で真摯な議論を尽くし、しっかりと結論を出していただきたい。

(関谷全国市議会議長会会長) 社会保障の多くは、国と地方が一体となって考えるものが多々ある。私どもはこの社会保障・税一体改革は十分踏まえているので、私どものそれぞれの立場で今後も努力していきたい。

そういう意味では先ほども少しお話があったが、国の方もいろいろな部分、またそういう機会を通じて再度説明を十分していただける場所を持っていただきたいと思っているところである。

(高橋全国町村議会議長会会長) これまでも我々は偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を要望しており、国と地方が協力して一体改革を実現することが大事であると考えている。そのためには、政府・与党、心を一つにしてやっていただければいいのではないかと思うので、よろしく願います。

○協議事項（災害廃棄物の広域処理）について

(横光環境副大臣) 環境副大臣の横光である。本日は貴重なお時間をいただき、環境省を代表してお礼を申し上げたい。この貴重な場をお借りして、災害廃棄物の広域処理について、更なる御協力をお願いさせていただきたい。

東日本大震災によって2,250万トンという膨大な災害廃棄物が発生してしまった。これは岩手県では通常の一般廃棄物排出量の約11年分、宮城県

では約 19 年分、また、市町村によっては 50 年、100 年分と発生した地域もあるわけである。復興の大前提として、発災から 3 年後の平成 26 年 3 月末までに処理を終えることを政府としては目標としている。1 年が経過した。残り 2 年である。

現在、今後の家屋の解体等に伴うものを除いて、仮置き場までの移動はおおむね完了している。また、被災地では、既存の焼却施設での処理、民間事業者による処理に加えて、岩手県と宮城県で合わせて現時点で 27 基の仮設焼却炉の設置が進んでおり、既に 5 基が稼働中、残りもこの 4 月、5 月及び 6 月に稼働する予定である。

このように被災地域の地域内の処理に最大限努力はしているが、それでもなお被災地の処理能力は不足しており、広域処理を進めることは不可欠である。山形県、東京都及び青森県では実際に災害廃棄物を受け入れていただいております、加えて秋田県、静岡県においても試験焼却を行うなど、受入れに向けた検討が進みつつあるが、更に広域処理を加速することが必要となっている。

そこで、先月の 3 月 16 日に、先ほど野田内閣総理大臣からもお話があったように、野田内閣総理大臣及び細野大臣から被災地の県・政令市、そして既に受入れを表明している自治体を除いた 35 道府県 10 政令指定都市に対して、広域処理の協力要請を行い、全ての自治体から御回答いただいた。真摯に御検討いただいたことについて、本当に感謝を申し上げます。

現在、回答内容を精査中であり、明日開催される「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において、その概要を報告し、公表する予定である。多くの自治体から受入れに前向きな意向を示していただいております、中には具体的な受入れ検討量までお示しいただいたところもある。広域処理を必要としている被災地の支援となるように、早速、地方環境事務所を通じて、個別に御相談、調整させていただきながら、早期に具体的な要請を行っていききたい。

その一方、広域処理の安全性に対して、つまり、放射性物質による汚染について不安を感じている自治体もあることから、これに対する理解が深まるよう、引き続き丁寧に説明していききたい。実際には、広域処理の対象とする災害廃棄物は放射性濃度が不検出あるいは検出されたとしても極めて低く、受入れ側において安全に処理することが可能なものに限っている。通常の方法で安全に処理できることが確認されているものであることを是非皆様方には御理解をいただきたい。

環境省では、安全確保の考え方や確認方法について、ガイドラインを 8 月に取りまとめ、以降、先行事例における測定データの積極的な公表等、

順次、情報を充実させている。また、受入れ側自治体における住民説明会等にも、政務三役を始め職員や専門家の派遣を行ってきた。これは今後も実施していきたい。また、パンフレットやホームページ、映像資料の作成など多様な手法による広報を展開しており、徐々に理解が広がりつつあると感じている。

さらに財政支援についてであるが、受入れ側の自治体に対しても、放射能測定の実施を拡充することや、受入れに伴い、将来必要となる最終処分場の建設に必要な費用を支援するなどの財政支援を講じていくこととしている。

今後も広域処理のマッチング、市町村及び住民への説明を始めとして、環境省本省と地方環境事務所が緊密に連携をし、環境省を挙げて受入れに向けた環境づくりに取り組んでいきたいと考えている。御出席の地方六団体を代表する皆様方には、広域処理の推進に対する御理解と御協力を改めて強くお願い申し上げます。

(山田全国知事会会長) この件については野田内閣総理大臣からも要請をいただき、都道府県でも広域処理の機運は高まってきている。しかし、どちらかというとは東京都のように基礎的地方公共団体も兼ねているようなところは別として、ほとんどのところは市町村の方が焼却場を持っており、都道府県はどちらかというとは支える立場であるので、そうした点から我々も積極的に動いていこうと思っている。私も細野大臣と一緒に京都駅に立ってピラ配りをしようと思って、結果的にはできなくて大混乱のまま終わったこともあったし、他の幾つかの市町村にも説明に行ってきたが、かなりいろいろな面で温度差があるのと、その中において、特に若いお母さんを中心に不安があるのも事実である。

実は先日も政府に対して6人の知事から申入れがあったと思うが、内容的には皆受け入れる、協力しなければならないという気はあるが、一番言えるのは、情緒的になっているのではないかということで、受け入れないと非常に人間的に問題があると言われるし、逆に受け入れると片一方で安全性の問題で言われる。そうした中で、できるだけ客観的に物事を進めていきたいという思いを表明しているところが多い。そしてその中で、例えば被災地における処理の必要性や安全性について、是非とも今まで以上に丁寧な説明をお願いしたい。最近、状況を見ると、非常に中身が細かくなってきて、一つ一つの問題が専門的になってきており、なかなか私どもでも対応が難しい。それを国に返しても、国も少し待ってくれというのは大変多く、その点について是非とも一体となって取り組んでいきたいと思っているし、先ほど申したように、それぞれの置かれている都道府県・市町村の状況がかなり異なって

いるので、その点についての配慮もお願いしたい。

例えば関西では、阪神大震災時のがれきの半分以上はフェニックスの海面処理で受け入れている。ところが、海面処理の場合には個別基準になっているから、個別の判断が早く出ないと、最終処理場について不安を抱えたまま私どもが進むことになってきている。それぞれ地域の状況があるので、そうした点に御配慮いただければありがたい。我々もこの前も細野大臣にお会いした後に、全都道府県知事宛に協力要請の文書を出させていただいたが、更に一緒になって進めていけるように努力をしていきたい。

(藤原全国町村会会長) 私も何回か被災地に入った。先週も岩手県の被災地、山田町と大槌町を訪れて、大槌町長とはじかにお会いしてきた。現地で話を伺う中で、仮置き場に積み上げられたがれきの処理が大きな課題になっていることを、改めて認識してきたところである。

全国町村会においても、がれきの広域処理に関し、来週、役員会で協議することになっているので、御都合が付けば環境省からも大臣等にお越しをいただき、安全確保の考え方や手法、風評被害への対応など、受入れ側の自治体の懸念や意見をお聞き取りいただき、国の方針等もお示ししていただければ、理解がより深まるものではないかと考えているので、よろしくお願いしたい。

(横光環境副大臣) 本当によく分かった。その来週の会は何とか調整して環境省の方からも政務三役が出席させていただきたい。また、今お話があった山田町、大槌町、ここは実は静岡県の上田市が、いろいろあったが、試験焼却などをやって地域住民の理解をやっと得て、山田町と大槌町の災害廃棄物を受け入れるということになっているので、徐々にそちらの方も減っていくのではないかと。

(森全国市長会会長) 私のところは、新潟市を始め県内5市で正式に受入れの表明をして、最初はやはり住民説得の必要があるので100ベクレル以下ということで進めている。それはまた細野大臣にもいろいろ御心配いただいていたいて、直接御指導も受けている。しかし、反対するようなメールなどは随分届くが、ある意味では反対のための反対というような比較的疑問があるものもある。100ベクレル以下でも駄目である、セシウム以外の放射能を調べる必要がある、100ベクレル以下でもまとまってくると濃度が高くなるのではないかとというようなネット上飛び交っているようなものもある。そういうものに毅然と反論していただきたい。やろうとしている自治体を責めるような動きがあるわけであるから、それを一身に国が受けていただきたい。よく見ていると、大臣もテレビで非常に落ち着いて話をされているが、反論が容易な批判があるように思う。そういうものに対して今一つ

毅然とした反論が政府からなされていないのではないかと。100 ベクレル以下も問題であると言ったら、それは反論できるのではないかと。そんな気がしている。それが一つ。

もう一つは、結局そうは言っても、焼却場等で市民と向き合うのは市町村長である。であるから、先日、細野大臣に全国市長会の理事会に来ていただいて直接お話をさせていただいた。これは言わなくてもいいかとは思いますが、私も霞が関にいた人間なのでそういう慣習があるのは分かっているが、今回の件でもどうして文章が都道府県知事と政令市にしか行かないのかという意見がある。これは慣習である。通常の文章というのは全部に出すわけにはいかないから、それは分かる。

(横光環境副大臣) 新潟県では、本当に長岡市や新潟市が前向きな対応をさせていただいており、ありがたく思う。

今、やはり反対のための反対という声のお話もあったが、確かに心配されている方々はあるわけである。しかし、いろいろな世論調査を見ると、ほとんど 70~80% ぐらいの皆様方がここは皆で手を差し伸べようではないかというお考えを持っているということであって、先週、奈良県の方で知事が全市町村の長を集めていただいた会合で私も出席してお願いしたが、その時、ある市長から、国の方はそれだけ多くの国民が理解しているのだから、国が安全宣言を出せと、全て安全だというぐらいのことを言えなどという声もあったが、そこのところはまたいろいろあって、それぐらい安全ということは一番心配されているということは事実であるので、しっかりと説明を丁寧にしていきながら理解をいただきたい。

(森全国市長会会長) 絆という言葉がムードに終わるのではなくて実質を伴ったものにならなければ、日本の将来はない。そういうことと言えば、安全宣言が適当かどうかは分からないが、毅然とした態度でそういう論破できることに対してはきちんと論破すべきだと思う。

(横光環境副大臣) いろいろな説明会では説明しているのだが。

(森全国市長会会長) 今、本当に政府が法令で 8,000 ベクレルを決めているわけである。それを信用しないというのは由々しき事態ではないか。そちらの方が問題である。マスコミに対しても同じである。強い態度で一つお願いしたい。

○協議事項（地方自治法の改正）について

(福田総務大臣政務官) 去る 3 月 9 日に閣議決定をし、同日に国会提出された地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会及び長に

よる適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度などについて必要な改正を行うものであり、第30次地方制度調査会において取りまとめられた「地方自治法改正案に関する意見」に基づくものである。その概要はお手元の資料4のとおりである。

(山田全国知事会会長) この地方自治法の改正案については、地制調での議論を経て、また地方の意見を踏まえていただき、いろいろな面で御配慮をいただいた。まずこのことについてお礼を申し上げたい。

時間は後先になっているかもしれないが、審議の前にこうして「国と地方の協議の場」を開いていただいたということを大変嬉しく思っているし、「国と地方の協議の場」、私は硬直的な問題ではなくて、それまでの話し合いも含めて最終的にこういうところできちっと俎上^{そじょう}に載せたということが、国と地方の信頼関係を高める上で非常に重要なことではないかと思っており、その点からも今回、この案件を「国と地方の協議の場」に載せていただいたことに対して、心から感謝を申し上げたい。

これからも地方自治法の改正、まだまだ実は緒に就いたばかりではないかと我々も思っており、今後、更に改正しなければならない論点があると思っている。一部の報道の中では全国知事会が後ろ向きではないかなどという話もあったが、私どもはそうした点は逆になく、実は住民参加、住民投票の件についても、知事会としてはまずどちらかという自分たち、つまり首長や議員の身分に関わることであって、それだけにどうしてもバイアスがかかっているという思いを持たれがちで、例えば合併や廃置分合、こうした問題について住民投票にかけるべきではないかと我々は主張してきた。

この点については、国の方の最初の案と少々すれ違いがある中で十分な議論が行われないうまま今回は掲載されなかったということであるから、改正の中には載っていないが、そうした問題も是非ともこうした場、分科会等も通じて議論を深めていただき、我々も積極的にこの問題に取り組んでいきたいので、よろしくお願いを申し上げたい。

まずは本当に「国と地方の協議の場」の協議対象の中でも一番重要な項目である地方公共団体の運営を律する地方自治法に関して、「国と地方の協議の場」を開いていただいたことに対して、心からお礼を申し上げたい。

(山本全国都道府県議会議長会会長) 地方自治法の改正案については、関係の国会議員の先生方にも要請しているし、速やかに今国会で成立させていただくように、本会からもよろしくお願いをしたい。

(関谷全国市議会議長会会長) この2年間にわたって、当面早急に改正す

べきものを取りまとめてきたような内容であるので、是非今国会で早期実現に万全を期していただきたいと再度お願いを申し上げます。

(高橋全国町村議会議長会会長) 我々も法案の成立を期待しているのでよろしく願います。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 長年にわたって本当に真摯に御議論いただいて、そういうプロセスを含めて評価していただいたことは大変ありがたく思う。加えて先般も各党も含めて御要請に行っていたいただいたという、我々をお支えいただく部分では大変心強い限りであって、趣旨を踏まえてしっかりと対応していきたい。

山田会長が言われた住民投票制度も非常に意義があるということのベースではあるが、引き続き、議会や首長も決めた話について住民投票をやるとするのはそもそも何なのかという議論や、とは言え、合併の問題や根幹に関わるような問題に関して、あるいは議会と首長の意見が非常に対立したような問題に関して機能を有するのではないかと、拘束力が及ぶ期間をどうするかということ、大事であるが、拙速になってはいけないということであると思う。引き続きの議論ということで受け止めておくので、そういう共通の認識をしていただければありがたい。いずれにしても、強い応援をいただいている部分では責任が重いので、しっかりと対応していきたいと思っている。

(藤村内閣官房長官) まず本日の議論では、「国と地方の協議の場」で社会保障・税一体改革に関して、これは昨年暮れからも様々御議論いただいて、やっと政府としては法律を出したところである。川端大臣から説明をいただいたが、今日の協議を通じて、法案の内容について地方側の皆様にも更なる御理解をいただき、それを更にまたそれぞれの住民の皆様にも理解していただくように政府も全力を挙げて取り組んでいきたい。今後、法案の成立に向けてなかなか大きな課題、難しい課題とは思いつつも、地方側の皆様の御協力をいただきながら取り組んでいきたい。

2番目のがれきの問題であるが、横光副大臣からも説明させていただいた関係閣僚会合を明日開いて中間的な状況も把握するところである。今後とも広域処理の推進については、地方側の皆様に一層の御理解、御協力をお願いしたいところである。

3つ目の件、地方自治法の改正については、時間を掛けて本当に国・地方できちんと協議をしながら、正に山田会長も言われるように、非常にすり合わせをした中での法案提出ということになった。早くに成立させろという力強い後押しもいただいているので、それについて関連の意見は今川端大臣も申ししたが、今後の課題もあるが、まずはこれを通したいということで、政府としても全力を挙げていきたい。

今日の「国と地方の協議の場」は、実は3月に本来4回目ということで開かせていただく予定ではあった。それが少しずれたが、大変実りある協議ができた。引き続き「国と地方の協議の場」がより充実したものになるように皆様方の御協力をお願い申し上げて、最後の御挨拶とする。

(以上)